

# ○猟銃等製造事業の許可について（照会）

会)

〔昭和五十三年五月九日  
通商産業省機械情報産業局長あて  
○○県産業労働部長〕

このことについて、申請があり武器等製造法第五条の規定に関する調査をするとともに、昭和四十四年五月十三日付け、四十四重局

第七六〇号の通商産業省重工業局長通達に基づき、県公安委員会に意見を求めた結果不適格要件がないとの回答を受けたのであります。

しかしながら許可事務処理直前において、申請事業所（猟銃等販売事業の許可を受けている。）の従業員が無許可製造（弾倉改造）を行つた事実が判明したので捜査中につき製造許可をすべきでない旨、県公安委員会から通報があつたものであります。

この件について行政がどう取り扱いすべきかご教示お願いします。

す。

一 現状においては欠格事由に抵触する事実がないものとして許可すべきか。

二 事実が確定するまで保留すべきか

三 事実をとらえ不適当な者として不許可処分にことができる

のか

# 猟銃等製造事業の許可について（回答）

〔昭和五十三年六月九日  
○○県産業労働部長あて  
通商産業省機械情報  
産業局航空機武器課長〕

昭和五十三年五月九日付け鉛一〇〇をもつて照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

一 武器等製造法第十七条に基づく猟銃等の製造事業の許可申請があつた場合、法第五条第一項第二号の保管の要件を備えているか及び同第五号の欠格事由に該当しないかについて判定し、これらに適合していると認めるときは許可しなければならないとされます。

二 御照会によつては本件申請者が製造事業者としての保管の要件を備えているか否かが明らかでないので、この点に関する慎重な審査判定が必要と考えられます。

三 なお、従業員による無許可製造の事実が確定し、その状況が法第三十五条の適用を妥当とするものであれば、行為者を罰することとか事業者に対しても罰金刑を科することとなるので、その刑に処せられた後は法第五条第五号イの欠格事由に該当することとなります。